

財政援助団体監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により財政援助団体の出納その他の事務の執行で当該財政援助に係るものについて監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により公表する。

令和6年12月25日

見附市監査委員 依田 志郎

同 佐野 統康

- 1 監査の対象 いこいの郷庄川平コミュニティの令和5年度の地域ふろさとづくり活動交付金に係る出納その他の事務
- 2 監査の期間 令和6年11月8日から令和6年12月9日まで
- 3 監査の着眼点
 - ・法令に適しているか
 - ・財務事務が正確に行われているか
 - ・最少の経費で最大の効果を挙げているか
 - ・目的に沿って行われているか
- 4 監査の実施内容 あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿等に基づき、関係者の説明を求め、見附市監査基準に準拠し、関係諸帳簿類の照査を行い実施した。
- 5 監査の結果 上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、目的に沿って行われていることが認められた。